

## 前橋公園指定管理者募集要項

前橋市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び前橋市公園条例並びに、前橋市中央児童遊園条例、臨江閣の設置及び管理に関する条例に基づき、施設の管理、運営を代行する指定管理者を下記のとおり募集します。

本募集にあたっては、公園及び遊園地並びに、国指定重要文化財としての機能や法令等に定められた業務及び、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設の設置又は管理の許可を前提とした、収益施設の整備、管理運営を必須とし、それ以外の業務については、施設を最大限に活用する等の視点で提案をお願いします。

### 1 施設の概要

施設設置条例	前橋市公園条例（昭和39年3月30日条例第52号） 臨江閣の設置及び管理に関する条例（平成29年3月31日条例第19号） 前橋市中央児童遊園条例（昭和29年10月16日条例第84号）
施設名称	前橋公園
所在地	前橋市大手町一丁目、大手町三丁目、岩神町一丁目、岩神町二丁目の各一部地内
管理面積	13.3ha
開設年	明治38年
公園種別	総合公園
主要施設	○ みどりの散策エリア 管理センター、野外ステージ ○ さちの池散策エリア さちの池、ビジターセンター ○ 親水・水上ステージゾーン（3.3ha） 源流の滝、溪流、雲の池（噴水）、展望休憩所、スケートボード広場 ○ 日本庭園エリア 和室（休憩所）、田舎家（休憩所）、流れ、修景池、ひょうたん池 《臨江閣》本館、別館、茶室 ○ 中央児童遊園 管理棟、大型遊器具（7機種）、豆自動車、小型遊器具（11機種） もくば館（5頭）、ラジオ塔
駐車場	みどりの散策エリア：普通車221台、大型2台、身障者用5台 中央児童遊園：普通車(正面)15台（東坂下）40台、身障者用：1台 旧知事公舎臨時駐車場70台（使用期間の定めあり）
都市計画等の規制	第一種中高層住居専用地域、近隣商業地域 厩城風致地区

## 2 指定管理者が行う業務

指定管理者は、対象施設の運営及び維持管理に係る次の業務を実施します。具体的な内容は、前橋公園指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

### (1) 業務内容

- ① 前橋公園管理運営業務
- ② 中央児童遊園管理運営業務
- ③ 臨江閣管理運営業務

### (2) 自主事業

上記に掲げるほか、別に定める「指定管理者自主事業実施基準」に基づき、指定管理者の責任において、新たに収益性を有する公園施設を整備し、管理運営する提案を必須とします。なお、公園施設の設置又は管理の許可を要しない手法により、園地や既存施設を活用し、収入を得る事業を別途提案することも可能です。

## 3 指定期間

令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間を予定しています。

※収益施設の整備、運営、現状回復に係る設置管理許可についても、指定管理期間と同じです。

※施設の管理に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

※指定期間中に施設の休止（休館）を伴う工事等が生じた場合は、前橋市と指定管理者が協議の上、当該期間中の管理等について決定します。なお、臨江閣は令和7年度及び8年度（詳細な時期は未定）に大規模な防火対策工事を予定しており、工事期間中は休館となることが見込まれます。

## 4 指定管理に係る基本事項

### (1) 関係法令の遵守

指定管理業務の実施に当たっては、地方自治法、都市公園法、文化財保護法、個人情報保護法、前橋市公園条例、前橋市中央児童遊園条例、臨江閣の設置及び管理に関する条例、前橋市公契約基本条例、前橋市情報公開条例、その他関係法令を遵守するとともに、公平性の保持、安全確保に努めていただきます。

### (2) 管理人員

指定管理業務等の内容から、利用者に十分なサービスを提供するために必要な人員を確保し、配置していただきます。

### (3) 各施設の利用等に関する処分の権限

前橋市公園条例に基づく行為の許可及び有料公園施設の利用許可、臨江閣の設置及び管理に関する条例に基づく臨江閣の利用許可、前橋市中央児童遊園条例に基づく行為及び利用の許可の権限を指定管理者に委任します。なお、許可にあたっては、各審査基準

に基づき審査を行ったうえで許可するものとし、併せて許可内容の変更や許可の取り消しに係る処分の特権についても委任します。

(4) 各施設の利用者から徴収する使用料の取り扱い

前橋市公園条例に基づく行為の許可及び有料公園施設の利用に係る使用料、臨江閣の設置及び管理に関する条例に基づく臨江閣の利用に係る使用料、前橋市中央児童遊園条例に基づく遊器具使用料は、地方自治法第244条の2第8項、前橋市公園条例第10条の3第1項及び臨江閣の設置及び管理に関する条例第15条第1項並びに、前橋市中央児童遊園条例第12条第1項の規定に基づき、当該利用料金を指定管理者の収入として収受させることとします。なお、利用料金の額は、各条例に定める額の範囲内において、指定管理者が、市長の承認を得て決定することができます。また、指定管理者が減免基準に基づき審査を行ったうえで、利用料金を減免することができますが、判断に迷う場合は、市と協議のうえ決定するものとしします。

(5) 施設の運営及び維持管理、修繕費等

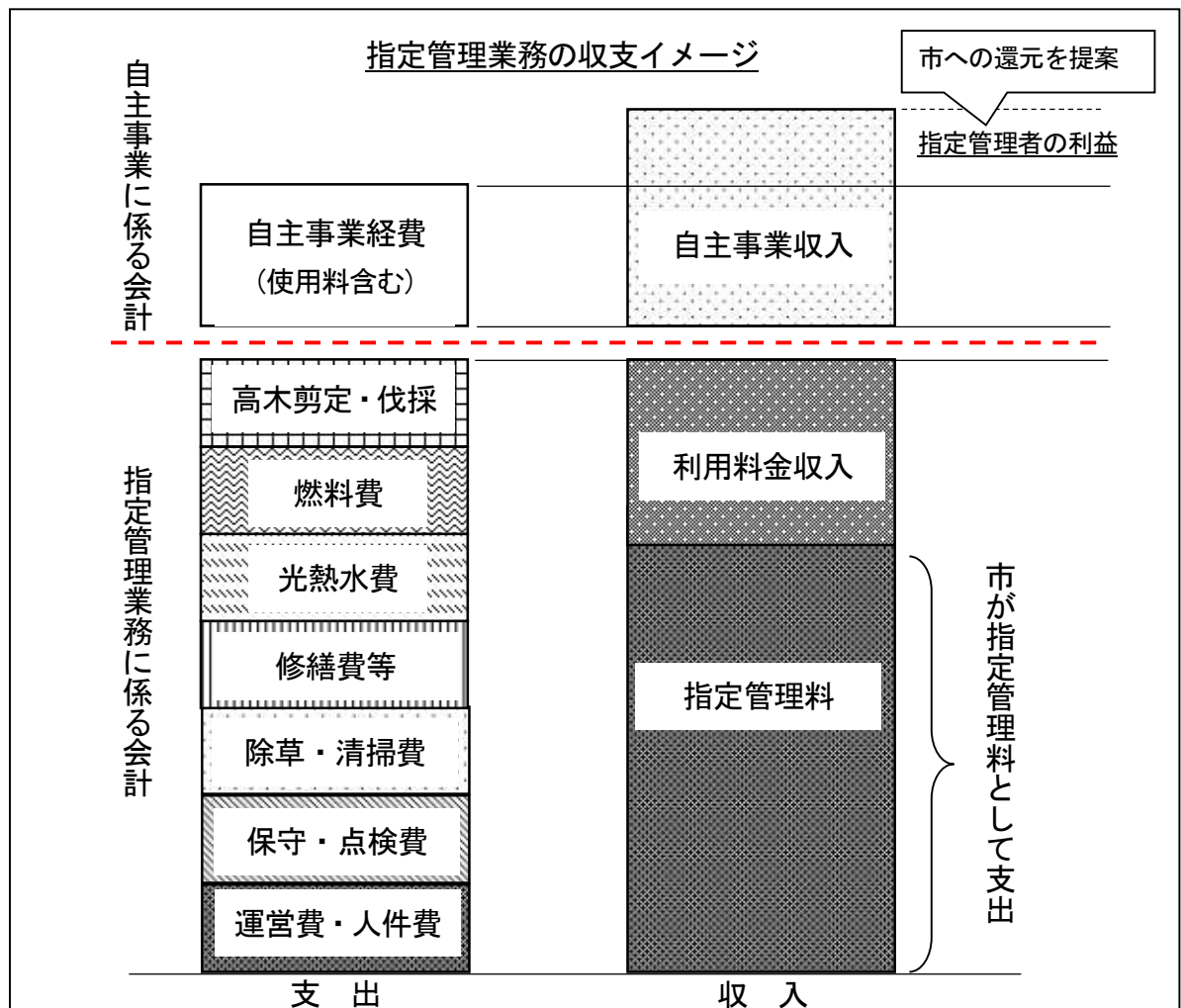
指定管理業務に係る施設の運営費、維持管理費、機器類の保守点検費、修繕費等の必要経費は、指定管理者が支払うものとしします。ただし、文化財（臨江閣、もくば館、旧ラジオ塔及びこれらに付属する設備等）に係る修繕が必要となった場合は、必ず事前に前橋市に協議してください。文化庁等への協議等が必要な修繕（建具等を含む文化財本体に対して行う修繕）については、前橋市が実施することとし、不要と判断されるものについては、指定管理者が執行する補修等と同様に取り扱うものとしします。また、指定期間中に施設の休止（休館）を伴う工事等が生じた場合の経費負担等については、前橋市と指定管理者が協議の上、決定することとしします。

(6) 指定管理料

各年度において施設の必要経費に利用料金収入額を充当しても不足が生じる場合は、市が指定管理業務に係る経費（以下「指定管理料」という。）として、不足する金額を支払うこととします。この場合、指定管理者が応募時に提出した事業計画書で提案した業務等を実施するために必要な経費額を基本として協定を締結しますので、指定管理料として支払いを希望する金額を様式第5号「前橋公園の指定管理業務に関する収支計画書（総合）」に明記してください。また、前橋市と指定管理者が協議の上、仕様書を変更する場合や指定期間中に施設の休止（休館）を伴う工事等が生じた場合の経費負担の取り決めをした場合、その他責任分担表に該当する事態が生じた場合を除き、原則として指定管理料を指定期間中に変更することはありません。なお、自主事業に係る会計は、指定管理業務に係る会計とは別のものとし、自主事業により得た利益の一部について、可能であれば市への還元に係る提案をお願いします。

指定管理料の上限額 (消費税及び地方消費税を除く)	<b>104,960千円/年</b>
------------------------------	--------------------

※令和7年3月に予定される前橋市議会第1回定例会で令和7年度当初予算が可決されなかった場合は無効とします。



(7) 業務の委託

指定管理者は本業務の全部を第三者に委託することは認められません。また、業務の一部を委託する場合には、事業計画書に委託予定を記載するとともに、実施にあたっては書面をもって市へ協議し、その承諾を得る必要があります。なお、この場合において、指定管理者は高齢者や障がい者の雇用確保につながる団体の選定に努めるとともに、特別な事情がある場合を除き、市内に本社・本店又は支社・支店（本市との契約に当たり委任先として登録している営業所を含む。）を置く業者を選定することとします。

(8) 指定の取り消し等

施設の適正管理を期すために、本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定の取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

(9) 指定管理者が市に損害を与えた場合の賠償

指定の取り消しや指定管理者の責による施設の損傷など、指定管理者が市に損害を与えた場合は、賠償するものとします。

(10) 原状回復措置

指定期間が満了後も継続して指定管理者の指定を受けていないとき又は指定の取り

消しによって指定管理者の指定が終了となるときは、本市が認めるものを除き、原状回復措置を行っていただきます。これに係る費用請求はできません。

(11) 事業計画書等の提出

指定管理者は、市が指定する日までに次年度に予定する事業計画書、収支計画書、その他市が必要と認める計画書等を作成し、市に提出してください。

(12) 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎会計年度終了後指定された期日までに、前橋公園の管理に関する事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出してください。

(13) 事業所税の課税

指定管理者制度は事業所税の対象になります。

## 5 応募資格

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に前橋公園を管理運営できる法人その他の団体（以下「団体」という。）とし、法人格の有無を問いません。なお、個人は応募することが出来ません。

(2) 6（2）に記載の『公募に係る現地説明会』に参加する必要があります。

(3) 次に該当する団体は応募することができません。

①本市又は他の地方公共団体において、一般競争入札又は指名競争入札への参加を制限されているもの

②団体が国、都道府県、市区町村に納めるべき税を滞納しているもの

③本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していないもの

④指定管理者を選定する委員が、当該団体の役員をしているもの

⑤地方自治法第92条の2（議員の兼職禁止）、第142条（長の兼職禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当するもの

⑥代表者又はその役員等（役員又はその支店若しくは営業所等の代表者をいう。）が次のいずれかに該当するとき

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的

又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(4) 施設のサービスの向上又は管理業務の効率的実施を図る上で必要な場合は、複数の法人等で共同企業体（以下「グループ」という。）として応募することができます。この場合次の事項に留意してください。

- ①グループで応募する場合は、グループの名称を設定し、グループを代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めること
- ②グループに前項に該当する法人等が含まれる場合は応募できない
- ③グループを構成する法人等（以下「構成団体」という。）は、単独で応募することはできない
- ④構成団体は、複数のグループにおいて、同時に構成員となることはできない
- ⑤代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めない

## 6 応募手続

(1) 応募書類等の配布

【ダウンロード】

①配布期間

令和6年7月1日（月）から令和6年9月30日（月）まで

②配布方法

前橋市ホームページ

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kensetsu/koenkanrijimusho/shirase/40998.html>

(2) 公募に係る現地説明会

以下のとおり公募に係る現地説明会を開催します。この説明会への参加が応募の条件となりますので、応募を検討される方は必ず参加してください。

①申込み

【受付期間】 令和6年7月1日（月）～7月23日（火）午後5時必着

【申込方法】 別紙1「現地説明会参加申込書」に必要事項を明記し、申込先に記載の電子メールアドレスに送信してください。

メールの件名は「前橋公園現地説明会申込（法人名等）」としてください。

【申込先】 前橋市建設部公園管理事務所

電子メールアドレス：[kouenkanri@city.maebashi.gunma.jp](mailto:kouenkanri@city.maebashi.gunma.jp)

②開催日時

令和6年7月25日（木）午後2時から

### ③開催場所

臨江閣 西洋の間  
前橋市大手町二丁目地内

### ④参加者

1 申込者（団体）につき、2名以内といたします。

## (3) 応募に関する質疑

応募に関する質疑は、次のとおりとします。

### ①質疑ができる者

応募を予定する者としてします。

### ②質疑の方法

【受付期間】 令和6年7月1日（月）～8月23日（金）午後5時必着

【申込方法】 別紙2「質問書」に必要事項、質問内容を明記し、申込先に記載の電子メールアドレスに送信してください。

メールの件名は「前橋公園質問書（法人名等）」としてください。

【申込先】 前橋市建設部公園管理事務所

電子メールアドレス：[kouenkanri@city.maebashi.gunma.jp](mailto:kouenkanri@city.maebashi.gunma.jp)

### ③質疑に対する回答

回答は、質疑者に対して令和6年8月30日（金）までに連絡するものとします。  
なお、重要と思われる質疑の回答については、本市のホームページにも掲載するものとし、これに掲載した回答は、この要項及び仕様書と一体のものとしての効力を有するものとします。

## (4) 応募書類の提出

下記により、必要書類を揃えて提出期限までに持参または郵送にて提出してください。ファックス、インターネット等による受付は行いません。

### ①提出書類

別記「提出書類一覧表」のとおり

### ②提出期限

令和6年9月30日（月）まで

受付は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分の間とします。

### ③提出場所

〒371-0804 前橋市六供町二丁目55番地20

前橋市建設部公園管理事務所 維持管理係

電話 027-225-2116

### ④留意事項

登記簿謄本、納税証明書は、令和6年7月1日以降に発行されたものに限りません。  
また、応募書類提出期限後に、提出した書類の内容を変更することはできません。

ただし、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることや聞き取り調査を実施することがあります。

(5) 応募に関する費用

応募に関する費用は、応募者の負担といたします。

(6) 応募書類について

応募書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。

また、管理者の選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

(7) 市が提供する資料の取扱い

本募集に当たって市から提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、目的が検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に市が提供する資料を使用させたり、内容を提示したりすることを禁じます。

(8) 施設等への視察について

事業計画書等を策定するにあたり、施設等の視察が必要な場合は、現地説明会の際に行ってください。

## 7 指定管理候補者の選定等

(1) 資格審査

次に該当する応募は、失格といたします。

- ①資格要件を欠くもの
- ②提出書類に虚偽の記載があったもの
- ③提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
- ④複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出したもの
- ⑤その他選定に係る不正行為があったもの

(2) 選定委員会による審査

選定委員会により、下記の事項を総合的に勘案し、最も適当であると認められる内容の応募をした団体を選定します。選定にあたっては提出書類の審査のほか、提出書類を補完するものとして、応募者からのヒアリングを行います。ヒアリングの日時、場所については、事前に応募者へ通知します。

- ①前橋公園の管理運営を適正かつ安定的に行うことができる能力及び財政基盤を有するとともに、施設の設置目的等を理解し、業務に対する意欲が有ること
  - ②管理一元化による市民サービスの向上や臨江閣、中央児童遊園との相乗効果が期待できるものであること
  - ③施設の平等な利用が確保されること
- ※来園者や活動したい事業者が利用しやすいように配慮していること



- ④前橋公園の魅力向上と利活用の促進が図られるものであること
  - ⑤計画内容が施設を適正に管理できるものであること
    - ※特に文化財や遊器具の維持管理に注意を払うこと
  - ⑥危機・安全管理（無人となる時間帯、事故、災害発生時など緊急対応）について十分な体制が整えられていること
  - ⑦自主事業により新たな施設運営や既存施設等の利活用が期待できるものであること
  - ⑧業務に対して適切な目標が設定されていること
  - ⑨管理経費の縮減対策や、施設の利用促進による収入確保の提案に実現性が高いこと
- (3) 選定結果の通知  
選定の結果は、応募者全員に通知します。
- (4) 選定結果等の公開  
申込書類及び選定結果等については、全部または一部を公開する場合があります。
- (5) 事故  
指定管理候補者に事故が発生した場合、次点者を新たに選任する場合があります。

## 8 指定管理候補者の選定結果通知後の手続等

- (1) 市議会の議決  
指定管理候補者の選定後、地方自治法の規定に基づき、指定管理候補者を指定管理者に指定する議案を令和6年12月の市議会に提案する予定です。議決を経て指定管理者となります。議決が得られなければ、不合格となります。その場合、市は一切の損害賠償を負いません。
- (2) 指定管理者の指定  
市議会での議決後、速やかに指定管理者の指定をした旨の告示を行います。
- (3) 指定管理者との協議  
指定管理者と協定の締結等について協議を開始します。
- (4) 指定管理者との協定の締結  
指定管理者と公の施設の管理に関する協定を締結する日は、令和7年4月1日とします。
- (5) 指定管理業務の引き継ぎ  
指定管理者は、円滑に業務を遂行するため、令和7年4月1日までの間に必要な準備を整えることとします。なお、準備等に係る経費については、応募時の収支計画書に算入してください。別途請求することはできません。

## 9 その他

- (1) 指定管理者として果たすべき責務  
指定管理業務を行うにあたり、下記の①～⑥について厳守することとします。

①個人情報の取り扱い

指定管理者が行う公の施設の管理に係る個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法が適用となります。

②情報の公開

指定管理者が職務において作成し、又は取得した管理施設に関する文書等について、指定管理者は、その公開に努めるなど、前橋市情報公開条例を遵守しなければなりません。

③労働関係法令の厳守

指定管理者は、指定管理業務に関し、当該業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため、次に掲げる法令のほか労働関係法令を厳守してください。

・地方自治法・労働基準法・最低賃金法・労働安全衛生法・労働組合法・男女雇用機会均等法・労働者災害補償保険法・雇用保険法・健康保険法・厚生年金保険法・前橋市公契約基本条例

④研修会

指定管理者は、従業員に対する多種多様な研修等を取り入れ、業務水準や利用者サービスの向上に努めてください。

⑤防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

利用者の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じてください。また、地震、災害等発生時に利用者の安全を図るために、危機管理体制を確立してください。

⑥市及び地域団体等が実施する事業への協力

市及び地域団体等が実施する事業の支援、協力を積極的に行ってください。

(2) 指定管理者と市の責任分担

指定期間中の指定管理者と市との責任分担は、責任分担表のとおりとします。

(3) 提案内容等の遵守

提案内容に基づき市と協議して定めた業務及び管理者として果たすべき責務について、誠実に履行してください。

(4) 選定委員、関係市職員との接触の禁止

応募者（予定含む）、選定委員、関係する職員と本件提案についての接触（当然に、公募説明会、公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とする場合があります。

## 10 問い合わせ先

〒371-0804 前橋市六供町二丁目55番地20

前橋市役所建設部公園管理事務所 維持管理係

電話 027-225-2116 / FAX 027-225-2117

E-mail [kouenkanri@city.maebashi.gunma.jp](mailto:kouenkanri@city.maebashi.gunma.jp)

(責任分担表)

種類	内容	責任区分	
		前橋市	指定管理者
法令の改正	施設等の設置基準の変更により施設等の新設又は改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令の変更	※1	○
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更（消費税等）の内、申請時点で想定できないもの	○	
	一般的な税制変更（法人税等）		○
物価・金利の変動	物価や金利の変動等に伴う経費増	※1	○
資金調達	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
市場環境の変化	利用者の減少、類似施設の増加、需要見込みの誤り、その他の事項による経営不振		○
利用者及び周辺地域・住民への対応	施設利用者及び地域住民などから寄せられる苦情・要望への対応、地域との協調		○
安全性の確保、環境の保全	維持管理、運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
災害時の対応	待機連絡体制の確保、被害調査・報告、応急措置等		○
	災害復旧対応（本格復旧）	○	
第三者賠償	維持補修、運営において第三者に損害を与えた場合		○
事業の変更等	施設所有者の責任による変更、遅延、中止	○	
	法令その他制度の変更等のため施設所有が困難になったことによる変更、延期、中止	○	
	指定管理者の責任による変更、延期、中止		○
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
	天災ほか不可抗力による事業中止等	両者で協議	
施設、設備、備品の維持補修	各種点検（日常・定期・法定など）及び日常の維持管理を含む保守		○
	指定管理者の注意義務を怠ったことによる施設、設備、備品、資料等の滅失、損傷に関する原状回復又は賠償		○

種 類	内 容	責 任 区 分	
		前橋市	指定管理者
施設、設備、備品の維持補修	経年劣化等に対応する一般的な修繕のうち原則として1件の工事金額が50万円以下のもの	※2	○
	原則として1件の工事金額が50万円を超えるもの	○	
	備品等の修繕のうち50万円以下のもの		○
	備品等の修繕のうち50万円を超えるもの	○	
	法令改正による必要となった施設躯体の維持補修（施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合）	○	
	施設所有者が計画的に実施する新築又は改修等の工事	○	
	施設所有者が自らの計画等によって、指定管理期間中に設置した施設の維持管理	両者で協議	
	低木・高木等の樹木剪定等の維持管理		○
	施設所有者が自らの計画等によって実施する樹木の更新（伐採及び植栽）	○	
	施設所有者が自らの計画等によって実施するクビアカツヤカミキリの防除や駆除に係る業務	○	
セキュリティ	警備不良による情報漏洩、犯罪発生等		○
備品購入	備品の新規購入及び買い替え	両者で協議	
自主事業	指定管理者が実施する自主事業		○
指定管理期間終了に伴う経費	指定管理期間が終了する場合、または期間途中において業務を廃止した場合における原状回復・撤収費用及び次期指定管理者への引継費用		○

※1 指定管理業務の継続に重大な影響を及ぼすものは協議事項とする。

※2 文化財に係る部分の修繕は、前橋市が実施する。

(別記)

### 提出書類一覧表

様式のサイズは、A4版とします。ただし、官公庁の証明等で様式サイズが異なる場合は、この限りではありません。

提出部数については、正本1部、副本（正本のコピーで可）15部とします。なお、正本副本ともに、下表の提出書類ごとに見出しをつけ、ファイル形式にして提出をお願いします。

#### 1 事業者の概要等に係る提出書類

※（ ）内は、副本の数

提出書類	記載内容	提出部数
指定管理者 指定申請書 (様式第1-1) (様式第1-2)	申請者の所在地、名称、代表者名等	1 (15)
◎事業者の 概要書 (様式第2号)	団体の沿革 時系列で記載し、団体の事業内容も具体的に記載	1 (15)
	代表者の履歴	
	役員名簿 他の法人との兼職者があるときはその旨も記載	
	団体の運営に関する資料 経営理念、方針と経営の効率化や透明性の確保、管理体制 などがわかる内容のもの	
◎定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	最新のもの	1 (15)
◎法人登記簿 謄本 (法人の場合)	現在事項全部証明書（令和6年7月1日以降に発行されたもの）	1 (15)
◎印鑑証明書	令和6年7月1日以降に発行されたもの	1 (15)
◎決算に関する書類 (様式任意)	直近過去3年間の決算書類	1 (15)

◎納税証明書等	令和6年7月1日以降に発行されたもので、団体が課税されている国税、県税、市町村税すべてについて未納のないことの証明書	1 (15)
共同企業体 構成書兼委任状 (様式第3号)	共同企業体申請の場合のみ 別途共同企業体の構成員間の取り決めに係る協定書の提出が必要	1 (15)
誓約書 (様式第6-1) (様式第6-2)	募集要項に示す応募の制限に抵触していないことを誓約するもの（共同企業体の場合は構成員全員の誓約が必要）	1 (15)

(注) 共同企業体申請の場合は、◎印の書類について、全構成員のものを提出すること。

## 2 事業運営に関する計画書

※ ( ) 内は、副本の数

提出書類	記載内容	提出部数
事業計画書 (様式第4号)	次の事項について、具体的に記載 (1) 施設運営の理念 ○応募者の強み ○施設のイメージ（施設の役割や位置付け） ○施設の管理に向けた意欲 (2) 施設の適正な管理運営 ○運営及び維持管理の体制 ○配置する職員 ○主な運営の内容 ○主な維持管理の内容 (3) 安全対策、危機管理体制 ○危機管理体制 ○施設の安全管理及び機能保持に向けた維持管理 (4) 自主事業 ○自主事業の具体的内容 (5) 事業全体の目標設定	1 (15)
収支計画書 (様式第5号)	※収支計画見積注意事項(様式第5号説明書)に留意し、前橋公園収支計画参考資料(参考資料1)を参考に作成	1 (15)